

## 【参考】認定寄附金の申請について

### 1 認定寄附金の申請手続

#### (1) 申請書の提出

所定の申請書(※)に必要な事項を記載し、その事由を証する書類を添付して、役場税務課へ提出(以下書類の提出先について同じ。)してください。

※ 町のホームページからダウンロードすることができます。

#### (2) 申請書記載事項の変更

名称、事務所の所在地、事業内容等の申請書に記載した事項に変更(事業の廃止等を含む。)があった場合には、所定の変更届(※)に必要な事項を記載し、その事由を証する書類を添付して、速やかに報告してください。

※ 町のホームページからダウンロードすることができます。

#### (3) 認定寄附金の指定

提出いただいた申請書等に基づき、寄附金を受領する団体の活動目的、活動区域、寄附金を充当して行う事業の内容について審査し、当該寄附金が町民の福祉の増進に寄与する寄附金であるかどうかを判断します。認定寄附金として指定する場合には、その旨を告示し、町のホームページに掲載するとともに、指定の可否について通知します。

なお、認定寄附金の指定を受けた場合には、**申請の日の属する年の1月1日以降に支出された寄附金について、翌年度分の町民税から寄附金控除の適用対象となります。**審査には期間が必要となることがありますので、余裕をもって申請してください。

#### (4) 報告書の提出

所定の報告書(※)に必要な事項を記載し、その事由を証する書類を添付して、寄附金を受領した日の属する事業年度又は連結事業年度の終了後3月以内に提出してください。

※ 町のホームページからダウンロードすることができます。

#### (5) 認定寄附金の指定の取消し

認定寄附金の指定を行った後に、当該寄附金について次のような事情が生じた場合には認定寄附金の指定を取り消すこととなります。

- ① 所得税の寄附金控除の適用対象でなくなった場合
- ② 町民の福祉の増進に寄与するものでないことが判明した場合
- ③ その他重大な法令違反等があった場合

この場合、原則として指定の取消しの原因となった日(①の場合)又は取消しの告示の日(②、③の場合)以降の寄附金については、町民税の寄附金控除の適用対象とはなりません。

#### (6) 寄附者名簿の作成

京丹波町に住所を有する個人から寄附金を受領した場合は、寄附者の住所、氏名、寄附金額及び寄附金を受領した年月日の一覧(以下「寄附者名簿」といいます。)を暦年ごとに作成し、備え付けてください。課税上の必要があるときは、寄附者名簿の確認又は提出を求められることがありますので、その際には確認のうえ回答又は提出してください。

なお、寄附者名簿については、7年間保存してください。

## 2 寄附金受領に関する留意事項

### (1) 寄附金税額控除の適用を受けられる寄附者

貴団体に寄附金を支払った個人の方で、寄附金を支出した年の翌年の1月1日現在、京丹波町に住所を有する方は、町民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。控除額の算出方法は、以下のとおりです。

$$(\text{貴団体に對し支払った寄附金額}(\text{※}) - 2\text{千円}) \times 6\%$$

※ 他の団体への寄附金がある場合には、その寄附金額との合計額（ただし、総所得金額等の30%を限度とします。）となります。

### (2) 寄附をしようとする個人の方に対する周知事項

寄附をしようとする個人の方が、自ら支出した寄附金が寄附金税額控除の対象となるかを容易に確認できるようにするために、貴団体が条例指定を受けている都道府県及び市町村の一覧を作成し、寄附をしようとする個人の方に交付するなどの便宜を図るよう努めてください。

### (3) 寄附金受領後の寄附者に対する周知事項

寄附者に対しては、次のア～オの事項について、特に周知してください。

ア 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告をする必要があること。

イ 給与所得者又は年金所得者で、所得税の確定申告書を提出せず、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする方の寄附金税額控除の申告については、京丹波町に対する簡易な申告によることができるものであること。

ウ 申告に当たっては、貴団体が交付した寄附金受領証明書が必要であること。

エ 住民税は1月1日時点の住所地において課税されるため、寄附金を支払った年に、寄附者が京丹波町の区域外に転居した場合、転居先の市区町村において貴団体が条例指定されていなければ、町民税の寄附金税額控除の適用は受けられないこと。

オ 同様に、寄附時点の住所地の市区町村が貴団体に対する寄附金を条例指定していない場合であっても、寄附金を支払った年に、寄附者が京丹波町の区域内に転居した場合は、市民税の寄附金税額控除の適用を受けられること。

### (4) 寄附金を受領した場合の受領証明書等の交付

寄附金を受領した場合には、別添の例を参考に、寄附者に対し次のア～エの事項を記載した受領証明書を交付してください。

ア 寄附者の住所

イ 寄附者の氏名

ウ 受領した寄附金の額

エ 寄附金を受領した年月日

## 3 その他

その他ご不明な点については、税務課（電話0771-82-3802）へお尋ねください。

(様式例)

NO. \_\_\_\_\_

## 寄附金受領証明書

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

¥ \_\_\_\_\_

上記の金額を受領致しました。

平成 年 月 日

(寄附金の受領者の名称) 代表者 ○○ ○○

印

※ この寄附金を寄附金税額控除の控除対象寄附金として条例で指定している地方団体に平成 年1月1日現在お住まいの方は、お住まいの市区町村へ（所得税の寄附金控除の適用を受けるために確定申告書を提出する方は所轄の税務署へ）申告することにより、平成 年度分の住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

(注1) 所得税の寄附金控除及び住民税の寄附金税額控除の双方の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

(注2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、所定の寄附金税額控除申告書に必要事項を記載の上、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの市区町村へ申告してください。